

第 1 部

概 観

第 1 章 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方

第 2 章 軍縮・不拡散をめぐる現状及び日本の取組

参 考 軍縮・不拡散をめぐる 1990 年代以降の動き

軍縮・不拡散の意義

1. 軍縮・軍備管理・不拡散とは

「軍縮」は、軍備ないし兵器の縮小、削減、また広くはその廃絶を目指すものであり、「軍備管理」は、軍備ないし兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制などを意味する。軍備管理は、そもそもは、1970年代に米国と旧ソ連の間で行われた核兵器管理交渉から生まれ、核大国間の核管理の仕組みを作り上げることを目的とする概念である。「不拡散」は、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段（ミサイル等）、その関連物資や技術などの拡散を防止・抑制し、阻止することを目的とするものである。

軍縮・軍備管理・不拡散は、いずれも軍備ないし兵器、その関連物資、技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資、技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、安全保障環境を向上させることを目標としている。このような軍縮・不拡散外交の出発点は、より平和で安全な世界を作りたいとの人類の切実な願いである。

2. 軍縮はなぜ必要か

日本は、第二次世界大戦後、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の戦後外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるようにとの、日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

もし、あらゆる軍備をすべて廃絶することができれば、少なくとも軍備を用いた紛争はなくなるであろう。しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界の殆どの国が、自国の安全保障を確保するために、つまり他国からの侵略や武力による威嚇などから自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。軍縮への取組も、この事実を踏まえた上で考えていく必要がある。

このように軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正水準に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保

つことのみを考えて軍備を強化するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした、いわゆる軍備競争を避けるために、各国がその軍備の規模や性能を、制限したり調整していく必要があると考えられるようになってきた。

まず何より、軍備競争は国際の平和と安定を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備は、たとえ侵略や武力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高める。そして国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争に至るということになりかねない。

次に経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。また、不必要な軍備競争は資源の浪費である。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀にさかのぼる人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、上記の観点からも、20世紀の初頭より、軍縮に向けての国際的な協調が図られてきた。第一次大戦後に設立された国際連盟は、その主要な目的の一つに、軍縮の推進を挙げていた。また、当時の主要な軍備であった軍艦について、主要国が何度にもわたり軍縮交渉を行い、いくつかの海軍軍縮条約が成立している。このように、軍縮はまず第一に、国家の安全保障を効率的・効果的に実現するための試みとして、国際的協調の中で追求されてきた。

第1章 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方

日本は、以下の基本的な考え方に基づき、軍縮・不拡散外交を推進している。第一に、日本国憲法に謳われ、日本が拠って立つ平和主義の理念に基づいて、また、唯一の被爆国として核の惨禍を訴える責務を課せられている国として積極的に軍縮・不拡散を推進する必要がある。第二に、日本が国の平和と安全を確保する観点から、日本を取り巻く地域の安全保障環境を安定させるためにも、地域における軍備拡張競争を防ぎ、大量破壊兵器等の拡散を未然に阻止することは重要である。また、地域の平和と安全のみならず、世界の平和と安全にも重要な役割の一端を担う日本として、国際社会の安全保障を確保しつつ、現実的かつ着実な軍縮・不拡散を進めていくことは重要である。第三に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大している中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む必要性が高まっている。第四に、「人間の安全保障」の実現においても、軍縮・不拡散は重要な意義を有している。こうした軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方について以下詳述する。

1. 平和への願いと唯一の被爆国としての使命

日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が拠って立つ世界の平和と安全の維持・確保を強く希求しているからである。第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は平和国家として国際社会の中に地位を築くことを選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力の強化ではなく、平和裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、いずれの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の被爆国として、核の惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命があると考えられる。日本の軍縮・不拡散分野における主導的な取組の実績は、日本の貴重な外交資産であり、この分野で引き続き積極的に取り組んでいくことは日本が確立したモデルを世界に広めるといふ側面も有していると言えよう。

2. 日本の安全保障上の観点

日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮や不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本は、中国とロシアという広大な領土と核兵器を含む大規模な軍備を備えた二つの大国を隣国に抱え、さらに、弾道ミサイルを保有し、核兵器開発の疑いがある北朝

鮮や、台湾海峡という不安定な要素を抱えた地域に近接している。冷戦の終了後も、日本を含む北東アジア地域には、緊張関係や不透明・不確実な要素が多く存在している。1998年8月には、北朝鮮がテポドン1を基礎とした弾道ミサイルを発射し、日本領域を越えて太平洋沖に着弾したことは、日本において深刻な脅威として認識された。さらに2003年1月には、北朝鮮は核兵器不拡散条約（NPT）脱退を宣言し、その後、2005年2月には、「核兵器庫を増やす対策をとる。（中略）自衛のために核兵器を製造した。」旨の外務省声明を発出する等、懸念される行動をとり続けてきた。

日本が平和と安全を確保するためには、日本を取り巻く地域での政治・安全保障環境をできるだけ安定させ、万が一にも、各国が互いに無節操な軍備拡張競争に走るような、危険な情勢に至らないようにすることが重要である。また、この地域で、一部の国家やテロリストに大量破壊兵器やその運搬手段等が拡散することを防ぐことも重要である。日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制とともに、国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきた。軍縮・不拡散の国際的な枠組みを維持・強化し、また、新たな脅威の出現に対処するために新たな国際的な仕組みを作っていくことは、こうした外交努力の重要な要素として位置付けられる。大量破壊兵器などを一定のルールに従って禁止し、さらに、地域における拡散を防止し、また、地域における軍備のあり方について域内諸国と十分な意思疎通を行うことにより、日本を取り巻く安全保障環境の改善に資することができるであろう。このような理由から、日本の安全保障政策の一環としても、軍縮・不拡散の枠組みを活用し、それを強化していくことが重要なのである。

3. 人道主義的アプローチ

また、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む意義が高まってきている。「戦争の必要が人道の要求に譲歩すべき技術上の限界」を定め、特定の非人道的武器の使用を禁じたサンクト・ペテルブルグ宣言（1868年）や、毒ガス等の使用禁止に関する議定書（ジュネーブ議定書、1925年）がこのアプローチの最初の例である。最近では、1999年に発効した対人地雷禁止条約（オタワ条約）が人道主義の色合いの濃い軍縮条約である。日本は安全保障上の観点に加え、こうした人道主義的な観点も重視しており、オタワ条約には1997年12月に原署名国として参加するとともに、1998年9月に条約を締結した。

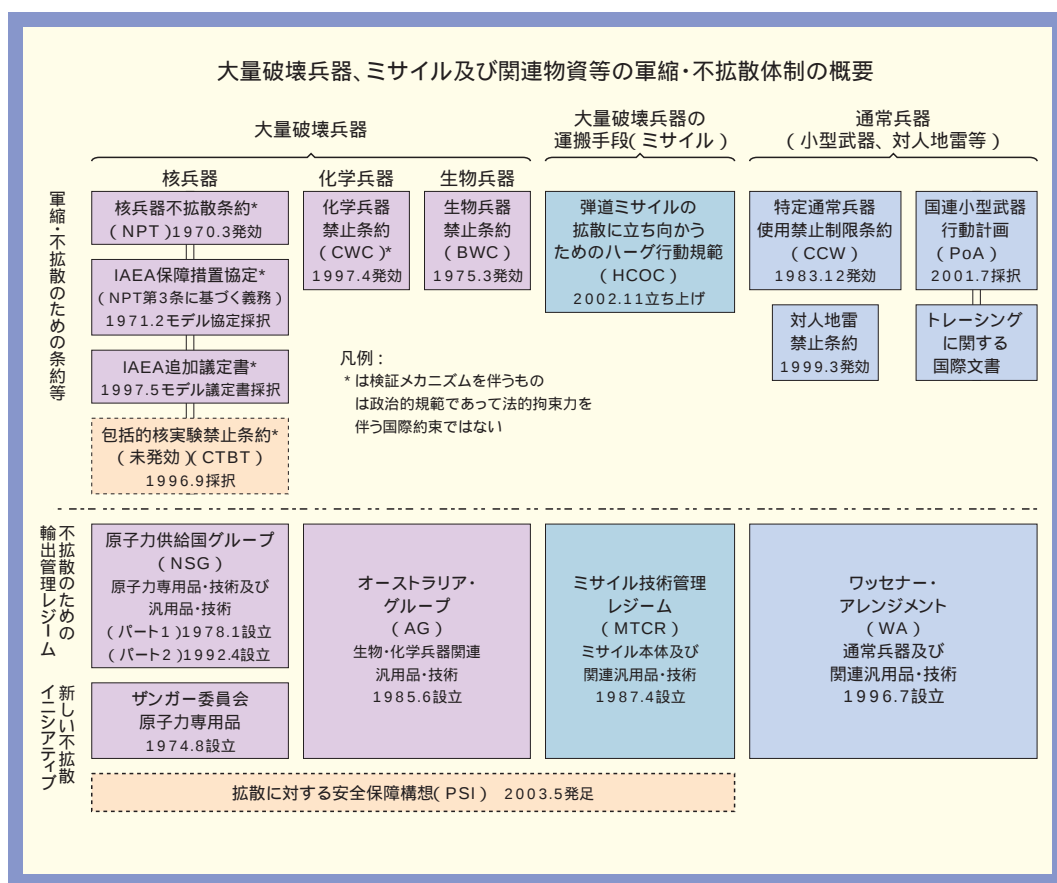
4. 人間の安全保障の観点

近時「人間の安全保障」という観点からも軍縮・不拡散の意義付けがなされている。「人間の安全保障」は、「人間一人一人に焦点をあて、国家による保護に加え、各国、国際機関、非政府組織（NGO）、市民社会が協力して、人々に対する脅威を取り除き、

人々が自らの力で生きていけるよう、人々や社会の能力強化を図っていこうとする考え方」(平成16年版外交青書)であるが、「軍縮・不拡散との関連では、例えば、対人地雷や小型武器といった兵器は、紛争地の人達の安全、生活を、紛争終結後も脅かすものであり、「人間の安全保障」と密接に関連する問題となっている。対人地雷、小型武器問題への取組は、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にとっても重要な意義を有している。

第2章 軍縮・不拡散をめぐる現状及び日本の取組

本書第2版の発刊（2004年3月）以降の2004年から2005年にかけて、NPT体制に挑戦するような動きが見られることや、国際社会における軍縮・不拡散についての考え方の違いが目立つようになってきていることなど、国際的な軍縮・不拡散体制は、多くの課題・挑戦に直面している。他方、新たな環境に対応すべく様々な枠組みやイニシアティブも出てきており、以下、本書第2版発刊以降の軍縮・不拡散をめぐる現状の主要点及び日本の取組につき概観する。



1. 地域の不拡散問題（第2部参照）

2004年から2005年にかけて、国際社会は北朝鮮やイランの核問題という極めて困難な問題に直面している。また、インド、パキスタンの核をめぐる情勢も大きな進展は見られていない。

(1) 北朝鮮

北朝鮮の核問題は、NPT 上、核兵器の開発・取得等を禁じられた非核兵器国による条約の違反という問題であり、NPT を礎とする国際的な核不拡散体制は内部からその存在意義が脅かされている。2003 年 1 月に NPT 脱退を表明し、2005 年 2 月には公に核兵器製造宣言を行った北朝鮮による核問題は、日本の安全保障に直結する極めて重大な脅威となっており、また、NPT 締約国の中から新たに核兵器を保有すると自ら宣言する国が出現したことは、条約そのものの存在意義にも大きな影響を与えている。今後、締約国による条約への信頼が更に揺らぐこととなれば、更なる核拡散を招く恐れも否定できず、核兵器の管理という国際社会にとって極めて重要な問題に否定的な影響を及ぼすこととなる。国際社会は引き続きこの困難な課題に粘り強く取り組む必要がある。このような状況の中で、2003 年 8 月から日米韓中朝露から成る六者会合の枠組みにおいて北朝鮮の核問題が話し合われてきた。約 1 年にわたる中断の後、2005 年夏に開催された第 4 回六者会合においては、六者会合として初めて共同文書に合意し、特にその中で北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の検証可能な放棄を約束した。これは今後の北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となる大きな成果であった。ただし、2005 年 11 月に開催された第 5 回六者会合以降、北朝鮮は、米国による資金洗浄関連措置に反発し、六者会合は開かれられない状態となっている。

日本は、六者会合の一員として積極的な貢献を行ってきた。朝鮮半島の非核化実現までの道のりには困難はあろうが、日本としては、北東アジアの平和と安定という共通目標の達成に向け、引き続き関係各国と緊密に協調を図りつつ、最大限努力していく。

(2) イラン

イランの核問題については、2002 年 8 月の反体制派組織の告発を契機として、イランが過去 20 年近くにわたり IAEA に申告することなく、核活動を繰り返し、IAEA 保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求める累次の IAEA 理事会決議の履行を求めた。2004 年 11 月 14 日の英仏独 (EU3) とイランとの合意 (パリ合意) を受け、イランはウラン濃縮関連活動を停止し、EU3 との間で長期的取決めにに向けた交渉を開始したが、2005 年 8 月初旬、イランは EU3 の提案を拒否し、また、ウラン転換活動の一部を再開した。こうした流れを受け、9 月、IAEA 理事会は、イランの IAEA 保障措置協定の「違反 (non-compliance)」を認定する理事会決議を採択した。その後、EU3 とイランとの交渉再開に向けて、関係国が外交努力を継続していたが、

2006年1月、イランはウラン濃縮関連活動を再開した。このようなイランの対応を受けて、2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理へ報告すること等を内容とする決議が賛成多数で採択された。

日本は、イランに対し、あらゆる機会を捉え、イランが、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動の例外なき停止をはじめとする、累次のIAEA理事会決議のすべての要求事項を誠実に履行するよう働きかけを行っている。

(3) インド・パキスタン

1998年に核実験を実施したインド・パキスタンに対し、日本を含む国際社会からの働きかけにもかかわらず、依然として両国によるNPT加入と包括的核実験禁止条約（CTBT）署名には到っていない。日本は、引き続き様々な機会を捉え、インド、パキスタンに対しNPTへの加入及びCTBTの署名・批准を働きかけてきている。

注目すべき新たな動きとしては、2005年7月のシン印首相訪米の際、ブッシュ大統領との間で、米印政府が完全な民生用の原子力協力を行うことを意図したイニシアティブに合意した。日本としては、今回の米印合意はNPTに非核兵器国として加入していない印に対する原子力協力を行うことを意図するものであることから、NPTを礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制に与える影響等も念頭に注意深く検討する必要があると考えており、その動向を注視している。

2. 核軍縮・不拡散（第3部、第6部、第7部参照）

(1) 核軍縮

2005年5月に開催されたNPT運用検討会議においては、中東諸国を中心とする非同盟諸国と西側諸国との間の意見対立等の結果、会議の約3分の2の時間を手続事項の採択に費やしたため、最終的に実質的事項に関する合意文書を作成することができなかった。また、2005年9月の国連首脳会合で採択された成果文書においても、核軍縮と不拡散のバランスをどのようにとるかを巡る意見対立等の結果、交渉がまとまらず、軍縮・不拡散に関する記述が盛り込まれなかった。これらの結果は、アナン国連事務総長が「本年2回失敗した。」と述べたとおり、日本としても大変遺憾であると認識しており、各国との協力及び様々な枠組みを通じて国際社会が具体的な措置を強化していく必要性は一層増している。

日本は、1994年以来毎年国連総会に提出している核軍縮決議案を提出し、国際社会における核軍縮・不拡散に関するコンセンサスの形成に努めてきたが、このような状況を受けて、日本は、2005年、決議案を新たに構成し直し、重複を避け、簡潔で力強い決議案として国連総会に提出した結果、過去最多の168

カ国が支持するという圧倒的多数を持って採択された（なお、2000年以降では今回初めて新アジェンダ連合（NAC）7カ国が賛成票を投じた）。

また、CTBTについては、前回の本書発刊時点（2004年3月）から、署名国は6カ国、批准国は18カ国増加したものの、発効要件国の中で、新たに署名、批准した国はコンゴ民主共和国のみであり、依然として発効の目途が立っていない。他方、核爆発実験モラトリアムは依然として継続しており、引き続き発効促進のための外交的働きかけを行っていく必要がある。

日本は、2005年4月に、NPT運用検討会議に先立ち、町村外務大臣（当時）から、CTBT未批准の発効要件国11カ国の外務大臣に対し、CTBT早期批准を求める書簡を発出する等積極的な働きかけを行っている。

（２）不拡散

（イ）G8における取組

核不拡散の分野においては、2004年のシーアイランド・サミットにおいて「不拡散に関するG8行動計画」が採択され、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、国内実施体制整備や法執行能力向上等の支援、不拡散に関する安保理決議1540の完全履行、濃縮・再処理に関する機材・技術の移転制限、[IAEA追加議定書](#)の普遍化、IAEAの機能強化、拡散に対する安全保障構想（PSI）の強化、北朝鮮及びイラン等の地域問題への対処、G8グローバル・パートナーシップの取組の継続、生物テロに対する防衛、化学兵器の拡散への対処、原子力の安全とセキュリティ等の大量破壊兵器に関連する問題に関して国際社会が取り組むべき課題と方策を包括的かつ具体的に提示し、実行することに合意した。

（ロ）国連における取組

2004年4月28日に大量破壊兵器の不拡散に関する国際社会の取組を定めた国連安全保障理事会決議1540が採択された。同決議は、非国家主体が大量破壊兵器等を開発、取得、製造、保有、輸送、譲渡又は使用する脅威の増大に国際社会が対応する基盤を提供するものであり、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関し、重要な意味を有している。

日本も同決議の履行に取り組んでおり、決議によって求められている安保理への報告を2004年10月28日に提出した。

（ハ）拡散に対する安全保障構想（PSI）

国際社会は、こうした困難な問題に対してより効果的に対処するために様々な活発な取組を行っている。2003年5月、既存の輸出管理を中心とする不拡散体制を補完するものとして、ブッシュ米大統領により「拡散に対する安全保障構想（PSI）」が提唱され、その後参加国による「阻

止原則宣言」の発出、各種訓練の実施といった精力的な取組が実施されている。

日本としても、2004年10月に相模湾沖合で海上阻止訓練を主催する等積極的な貢献を行っている。

(二) ブッシュ米大統領提案

2004年2月、ブッシュ米大統領が、国際的な不拡散体制の抜け穴を埋めるために7項目の提案を行い、国際社会において各提案の具体化への取組が行われている。

(参考) ブッシュ米大統領による大量破壊兵器の不拡散に関する7項目提案

リビアによる大量破壊兵器計画の廃棄決定、及び、パキスタンの核関連技術流出に関する調査等の結果(いずれも第2部「地域の不拡散問題と日本の取組」参照) 国際的な核拡散の「地下ネットワーク」の活動が具体的に明らかになりつつある。ブッシュ米大統領は、2004年2月11日に行った演説において、こうした「地下ネットワーク」の存在を指摘し、国際的な不拡散体制の抜け穴を埋めるために、次の7項目の提案を行った。

- (1) 「拡散に対する安全保障構想(PSI)」の活動の拡大
- (2) 不拡散に関する国連安保理決議案の早期採択
- (3) G8 グローバル・パートナーシップの拡大
- (4) ウラン濃縮・再処理機材及び技術の拡散防止
- (5) 民生原子力プログラムのための機材輸入国に対するIAEA追加議定書署名の義務化
- (6) 保障措置・検証特別委員会の創設
- (7) 核不拡散上の義務違反で調査されている国をIAEA理事会や保障措置・検証特別委員会のメンバーとして認めないこと

(ホ) 核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ(MNA)

2003年10月、エルバラダイ IAEA 事務局長は、「エコノミスト」誌において、現在の核不拡散体制を強化する観点から、ウラン濃縮や使用済燃料再処理などの活動に関する新たなアプローチが必要である旨述べた。これを受け、2004年6月、核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ(MNA)の可能性を検討するために、各国の専門家からなる国際専門家グループが設置され、2005年2月に報告書がとりまとめられている。

今後、核燃料供給保証についての国際的な議論が活発化されることが予想されるところ、核不拡散と原子力の平和的利用の両立に誠実に取り組んできた日本としても国際的な議論に積極的に参画していく考えである。

(三) 核セキュリティ

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、テロリストが核物質や放射線源

をテロの手段として悪用する可能性があるとの認識が高まってきていることを受けて、核セキュリティに関する取組が強化されている。2005年4月に「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（仮称）」が採択され、2005年7月に、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的とした「[核物質の防護に関する条約](#)」の改正が採択されるなど2004年から2005年にかけて大きな進展があった。

日本としても、「[核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約](#)」については、2005年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉内閣総理大臣が署名した。2005年7月に採択された核物質防護条約の改正と併せて、早期締結に向け検討を行っている。

（４）[ロシアに対する日本の非核化協力](#)

ロシアの極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」については、2004年12月に、1隻目の解体事業が完了し、2005年11月のプーチン・ロシア大統領訪日時に5隻を対象とする新たな解体事業に関する実施取決めが結ばれ、今後解体作業が具体化する。他方、本事業において、現在、豪州より日露非核化協力委員会に拠出された1,000万豪ドルを活用する方向で検討がなされている。

3. 化学・生物兵器（第4部参照）

化学・生物兵器を包括的に禁止する多国間条約として、[CWC（化学兵器禁止条約）](#)及びBWC（生物兵器禁止条約）は国際社会の安全保障上重要な価値を有しており、日本を始めとして国際社会は、普遍化、国内実施の履行等、条約の強化に取り組んでいる。

特に、テロ組織などの非国家主体による化学・生物兵器の使用が現実の脅威となった今日、日本は、マレーシアの東南アジア反テロ地域センター（SEARCCT）と共催で、「化学テロの事前対処及び危機管理セミナー」（2004年7月）及び「生物テロの事前対処及び危機管理セミナー」（2005年7月）を実施するなど、生物・化学テロへの各国の取組を支援している。また、2006年11月に開催予定のBWC運用検討会議を見据えて、「BWC東京セミナー」（2006年2月）を開催するなどしてBWCの強化に取り組んでいる。

4. 通常兵器（第5部参照）

近年、非戦闘員を紛争に巻き込み、人道上容認できない結果をもたらすといった人道的観点や、紛争後の社会・経済に残す影響が非常に深刻であるといった開発の観点から、対人地雷や小型武器などの特定の通常兵器について、その使用や保有を制限し

たり禁止しようとする動きが盛んになってきている。2001年に採択された国連小型武器行動計画により、小型武器の非合法取引の規制への取組も本格的に始まったが、2005年にはその履行状況を検討する中間会合が開催されるとともに、2005年には非合法な小型武器の特定と追跡（トレーシング）に関する国際文書の交渉が妥結し、同文書は国連総会で採択された。

日本は、国連小型武器行動計画の地域レベルでの着実な履行のため、アジア、大洋州、中央アジア等においてセミナーを開催している。また、日本は2001年以降は、南アフリカ、コロンビアと共同して、小型武器決議案を提出してきており、2005年は、日本が調整国となり提出し、国連総会でコンセンサス採択された。



第60回国連総会第1委員会日本等が提出の小型武器決議を関心国非公式会合に説明する美根軍縮代表部大使（2005年10月 於：ニューヨーク）

5. 軍縮・不拡散分野における二国間協力

日本は、軍縮・不拡散問題に関し、主要国との間で二国間協議を開催し、各国と密接な意見交換を行うとともに、必要があれば個別に働きかけを行ってきた。2004～2005年内に開催されたこの分野の協議は高級実務レベルに限っても別表のとおりである。こうした二国間協議を、国連や[軍縮会議](#)等における多国間協議及びG8やASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア欧州会合（ASEM）といった主要国・地域的会合における協議と有機的に組み合わせることによって、日本の外交力をより効果的に発揮することが期待できる。日本は今後とも、軍縮・不拡散分野における各国との協力関係を強化していく。

2004年以降にわが国が実施した
軍縮・不拡散分野における二国間高級事務レベル（局長級）協議

月 日	協 議 名	開催場所
<u>2004年</u>		
1 月24日	日「バ」間の軍縮・不拡散に関する協議	イスラマバード
1 月27日	日イラン軍縮・不拡散協議	東京
2 月12日	日仏軍縮・不拡散協議	東京
2 月18日	第7回日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会	東京
3 月 5日	日独軍縮・不拡散協議	リスボン
5 月17日	EU理事会事務局との軍縮・不拡散に関する協議	東京
5 月24日	日イスラエル軍縮・不拡散協議	東京
6 月30日	日リビア軍縮・不拡散協議	東京
7 月23日	第8回日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会	東京
9 月 3日	日韓軍縮・不拡散協議	ソウル
9 月 6日	日豪軍縮・不拡散協議	東京
9 月 9日	日仏軍縮・不拡散協議	パリ
9 月14日	日中軍縮・不拡散協議	東京
9 月23日	日英軍縮・不拡散協議	ロンドン
10 月 1日	日EUトロイカ政策担当者協議	東京
<u>2005年</u>		
1 月13日	日露軍縮・不拡散協議	モスクワ
3 月30日	日独軍縮・不拡散協議	ベルリン
3 月31日	日EUトロイカ政策担当者協議	ブリッセル
8 月24日	日豪軍縮・不拡散協議	キャンベラ
8 月26日	日NZ軍縮・不拡散協議	ウェリントン
9 月12日	第9回日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会	ワシントン
11 月 5日	日イラン軍縮・不拡散協議	テヘラン
11 月25日	日韓軍縮・不拡散協議	東京
12 月 9日	日中軍縮・不拡散協議	北京

6. 軍縮・不拡散分野におけるODAの活用

対人地雷や小型武器といった通常兵器、また、輸出管理等の不拡散の分野においては、ODAを活用してアジア諸国を始めとする開発途上国への様々な支援を行っており、今後とも軍縮・不拡散分野における外交上の有益なツールとして、ODAを積極的に活用していく。

参考：軍縮・不拡散をめぐる 1990 年代以降の動き

1. 1990 年代の動き

冷戦が終わって東西対立の緊張が緩和された 1990 年代前半、核軍縮・不拡散の動きは、大きな高まりを見せた。特に、米露（ソ）間で第 1 次戦略兵器削減条約（START I）が発効し、全世界に存在する核兵器の数は大幅に削減されることになった。また、フランス、中国をはじめとするいくつかの国が核兵器不拡散条約（NPT）に加入（フランス、中国ともに 1992 年）し、1995 年には NPT の無期限延長が決定された。さらに 1996 年には、地下核実験を含むあらゆる核実験を禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）が国連総会で採択された。また、通常兵器の分野においても、対人地雷禁止条約（1999 年発効）という大きな成果が達成された。

しかしその一方で、1990 年代には、核軍縮・不拡散の流れに逆行する動きや国際的な軍縮・不拡散体制を脅かすような動きも現れた。1990 年代前半には、NPT 締約国であるイラクや北朝鮮の核開発疑惑が浮上した。イラクは、IAEA の包括的保障措置が適用（1969 年 NPT 加入）され、かつ、国連安保理決議第 687 号で、イラクに NPT 条約下の義務を無条件で遵守することを求めているにもかかわらず、保障措置協定に違反しつつ秘密裡に核兵器開発計画が進められていたことが、湾岸戦争後に明らかになった。これらの出来事により、NPT を礎とする核軍縮・不拡散体制は、大きな挑戦を受け、その実効性を更に高めるための努力が行われるようになった。1998 年には、インドが核実験を行い、パキスタンがそれに続いた。両国の核実験は、その 2 年前に CTBT が長年の国際的な努力の結果採択されたばかりであっただけに、このような国際的核軍縮努力に逆行するものとして、重く受け止められた。

ジュネーブ軍縮会議は、1996 年夏には懸案の CTBT 交渉を終結させたものの、それ以降は実質的な審議が停滞している。CTBT に続く最優先課題とされる、高濃縮ウランやプルトニウムなど核兵器の原材料となる物質の生産を禁止する「兵器用核分裂性物質生産禁止条約」（FMCT：いわゆるカットオフ条約）についても、未だに交渉は開始されていない。

2. 2000 年以降の動き

2000 年以降の軍縮・不拡散の推進に向けた新たな動きとしては、まず核兵器に関して、2000 年 NPT 運用検討会議最終文書において、核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の「明確な約束」を含む核軍縮のための 13 の实际的措置（資料編参照）が打ち出されたことが挙げられる。

また、米露間においては、2001 年 12 月に START II に基づく義務の履行が完了し

たことが両国政府により宣言され、さらに、2002年6月、相互確証破壊の重要な法的枠組みの一つであったABM条約を終了させ、2003年6月、米露の戦略核弾頭を各々約3分の1に削減することを定めたモスクワ条約が発効した。英仏についても、抑止力の維持に必要な水準への削減（仏は地対地兵器の全廃、英は核弾頭の削減等）を図っている。他方、中国については、核兵器を完全撤廃し、核兵器のない世界を目指す（2005年中国「軍備管理・軍縮・不拡散白書」）としており、核軍縮を進めようとする意図は示しつつも、具体的な核兵器の削減については、過去20年間進んでいないと見られる。また、CTBTについては核兵器国のうち米国及び中国が批准していないほか、中国については兵器用核分裂性物質生産モラトリウムを宣言していないなどの問題点を指摘することができ、今後更なる核軍縮分野での努力が期待される。

弾道ミサイルに関しては、2002年11月、「[弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）](#)」が立ち上げられた。

また、2002年のカナナスキス・サミットにおいて、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境問題を含む原子力安全に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とする「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」が合意された。さらに、2004年のシーアイランド・サミットにおいて「不拡散に関するG8行動計画」が採択され、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、国内実施体制整備や法執行能力向上等の支援、不拡散に関する安保理決議1540の完全履行、濃縮・再処理に関する機材・技術の移転制限、IAEA追加議定書の普遍化、IAEAの機能強化、拡散に対する安全保障構想（PSI）の強化、北朝鮮及びイラン等の地域問題への対処、G8グローバル・パートナーシップの取組の継続、生物テロに対する防衛、化学兵器の拡散への対処、原子力の安全とセキュリティ等の大量破壊兵器に関連する問題に関して国際社会が取り組むべき課題と方策を包括的かつ具体的に提示し、実行することに合意した。